

推薦書の記入にあたって

< 推薦書項目の記入方法 >

項 目	内 容
推薦順位	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰区分ごとに正確に順位をつけてください。 ・市町別の表彰枠は設けておりませんが、本縣市町数と表彰規程第7条「表彰状・感謝状の数」を参考に、適正な数の推薦にご配慮ください。
氏 名	<ul style="list-style-type: none"> ・記入いただいた氏名をもとに、名簿・表彰状・感謝状を作成しますので、正確にご記入ください。 ・旧字等の常用漢字以外の漢字を使用する場合は、特に正確にはっきりとわかりやすくご記入ください。 ・過去の被表彰者が推薦されていないかの確認を行うため、ふりがなも正確にご記入ください。
在職期間 ・ 勤続年数	<ul style="list-style-type: none"> ・各表彰の要件に該当する役職のみの年数を、<u>令和7年4月1日時点</u>で通算してご記入ください。（ただし、表彰月に現職であること） ・「在職期間」は、「経歴概要」の通算合計と一致するようにください。 ・1か月未満は切り捨ててください。 ・在職期間算定にあたっての休職・休業・休暇に関する取扱いについては、私的事由による休職を除き、産前・産後休暇（産休）、育児休業、就業規則で認められた介護休暇等については、在職期間に含めることができます。
現住所	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、自宅の住所をご記入ください。 ・被表彰者名簿への記載は市町名までとなります。
職 業	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬を得ているものとし、無給の名誉職は含みません。 ・固有名は不要です。「自営業」「会社役員」「団体職員」等、就業形態による分類によりご記入ください。 ・無職の場合は「無職」とご記入ください。
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び本部事務局専任職員の場合は、「施設名」の欄は記入しないでください。 ・複数の施設を兼任している場合は、主たる所属施設の名称をご記入ください。
表彰歴	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業関係の功労者として表彰されたもののみ記入してください。 ・業種別協議会会長表彰は、基準表にいう「種別協議会等団体」、「その他団体等」に該当します。 ・表彰年月日、表彰名、功績内容は正確にご記入ください。
経歴概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「在職」「勤続」年数の合計が概要の期間合計と一致するようにしてください。（兼務期間の合算はできません）

具 体 的 事 項

<民生児童委員功勞>

- 1 全国民生委員児童委員連合会の「永年勤続民生委員・児童委員表彰（10年表彰）」を既に受けているが、本表彰の対象として推薦することは可能か？

全国民生委員児童委員連合会会長表彰規程の改正（平成29年）により、在職期間10年で同連合会会長表彰（永年勤続民生委員・児童委員表彰）の対象となり、愛媛県社会福祉協議会表彰規程で定めている在職期間12年よりも短期間となったため、同連合会会長表彰を受けていても、愛媛県社会福祉協議会会長表彰の対象になります。

<社会福祉施設功勞>

- 1 県共同募金会、県社会福祉協議会表彰の推薦を同じ年度に行うことは可能か？

両者で調整を行います。重複して推薦することはご遠慮ください。

- 2 表彰区分と直接異なる他の表彰区分で推薦することは可能か？

施設経営を目的とした一般の社会福祉法人を「民間団体」と位置づけて「社協・民間福祉団体功勞」枠で推薦することはできません。

- 3 成績顕著及び優秀の解釈は？

施設における永年勤続や職務に熱心というものではなく、例えば種別協議会の役職について指導的役割を果たしている、又は具体的な事業について成果をあげている、さらに、市町行政や市町社協等の各種委員会等に参画し市町の福祉向上に貢献している場合などが考えられます。

- 4 介護保険制度や障害者総合支援制度のもとで、市町社協が実施しているサービス従事職員については、「社協・民間団体功勞」の枠内で推薦できるか？

社協が取り組んでいる事業については、対象となります。

- 5 施設功勞に該当する社会福祉施設の範囲は？

別表のとおり。※令和7年度版に更新しています。

- 6 表彰の対象となる「社会福祉施設の役職員」の役員の範囲は？

理事・監事とし、議決権を有しない評議員、顧問、相談役等は対象となりません。

- 7 表彰の対象となる「社会福祉施設の役職員」の職員の範囲は？

法人本部の職員については施設業務と一体であり対象としています。

専任職員とは、当該施設に常勤する施設長、事務員、直接処遇職員などです。

- 8 在職年数は、複数の施設での在職期間を通算することが可能か？

複数施設での在職期間を通算できます。（公私施設間での期間も通算できます）

また、役職員としておりますので、職員から役員となった場合は、職員と役員の在職在任期間も通算できます。

<社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労>

1 民間社会福祉団体の具体的範囲は？

- ①法人格を有しており、社会福祉事業を行っていること。
- ②第1種または第2種社会福祉事業を実施していること。
- ③市町全域及び一定の広がりを持つ活動を実施するなど、市町民全体の福祉向上に寄与している団体であること。
- ④毎年度継続して活動を展開していること。

2 市町村社協合併に伴い合併前の社協との合併後社協の勤続年数は通算できるか？

理事・監事・事務職員・現業従事者のいずれについても、新社協に身分が移行している場合は通算を認めます。

なお、業歴欄には合併前後の業歴が分かるよう記入してください。

<優良社会福祉協議会、優良ボランティア>

1 功績顕著及び優良の範囲は？

社会福祉施設功労の3に準じて、地域福祉活動全般において他に比して優秀というような抽象的なものではなく、〇〇の活動又は数値として実効があがっている等、具体的な効果をもって推薦してください。

<地域福祉功労（感謝）>

1 地域福祉功労（感謝）の具体的要件は？

会長表彰審査基準表のとおり。

- ①表彰基準には該当しないが、県社協会長が感謝の意を表することによって、個人又は団体の活動が活性化し、当該地域における他の模範になる等の奨励効果が大きいこと
- ②特筆すべき功績があること等

(別表)

愛媛県社会福祉協議会会長表彰 社会福祉施設等一覧

(令和7年度)

保護施設 救護施設 更生施設 その他保護施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	児童福祉施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 認定こども園 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 障害児入所施設 児童厚生施設 その他児童福祉施設 児童発達支援センター 児童家庭支援センター
老人福祉施設等 養護老人ホーム（一般・盲） 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム （A型、B型、ケアハウス） 通所介護（デイサービス） 短期入所生活介護（ショートステイ） 老人福祉センター 老人介護支援センター 老人居宅介護等事業（ホームヘルプ） 認知症対応型老人共同生活援助事業 （グループホーム） 小規模多機能型居宅介護事業	母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム
身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設	その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 無料定額診療施設 第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設 隣保館 その他 （地域福祉センター へき地保健福祉館 へき地保育所・季節保育所 盲人ホーム 等）
障害者支援施設等 障害者支援施設 障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助を行う施設 地域活動支援センター 福祉ホーム	女性自立支援施設(旧:婦人保護施設) 女性自立支援施設（旧:婦人保護施設）

参考

障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

在職期間の算定にあたり、下記の障害者福祉施設での勤務していた方については、勤務年数を通算することができます（社会福祉施設功労）。

旧・身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設

- 身体障害者更生施設
 - ・肢体不自由者更生施設
 - ・視覚障害者更生施設
 - ・聴覚・言語障害者更生施設、
 - ・内部障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）
- 身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者支援センター
- その他身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
 - ・補装具製作施設
 - ・盲導犬訓練施設
 - ・点字図書館
 - ・点字出版施設
 - ・聴覚障害者情報提供施設

旧・知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

- 知的障害者更生施設（入所、通所）
- 知的障害者授産施設（入所、通所）
- 知的障害者小規模授産施設
- 知的障害者通勤寮
- その他知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

旧・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設

- 精神障害者生活訓練施設
- その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
 - ・精神障害者授産施設（通所、入所、小規模通所）
 - ・精神障害者福祉工場
 - ・精神障害者地域生活支援センター